

## 障害児通所・入所説明要旨

- (1) **主な関係法令・通知について（P 1）**  
留意すべき関係法令・通知を列挙して記載しております。
- (2) **基準条例の県独自基準の概要（P 2～）**  
県条例において、県が独自に定めた規定について記載しております。
- (3) **サービスの質の向上について（P 8）**  
適切なサービス提供に向けた注意喚起をさせていただいております。自事業所に該当はな  
いか改めてご確認願います。
- (4) **サービス提供の記録について（P 9）**  
記録の目的、記録すべき内容について記載しております。記録を行うことの重要性を再確  
認願います。
- (5) **事業所運営上の留意点について（P 10～）**  
事業所運営上の留意点について記載しております。  
なお、自己評価結果の公表について、通知での周知はしてはおりませんが、当然遵守すべき  
事項であるため、今年度中に公表を行い、当該内容について速やかに県民局へ届け出た  
さい。
- (6) **実地指導での主な指摘事項（基準条例編）（P 13～）**  
実地指導での主な指摘事項（基準条例）について、該当条文とともに記載しております。  
内容をご確認いただき、適切な運営に努めてください。
- (7) **実地指導での主な指摘事項（報酬告示編）（P 34～）**  
実地指導での主な指摘事項（報酬告示）について、該当条文とともに記載しております。  
内容をご確認いただき、適切な運営に努めてください。
- (8) **基準条例の改正概要（P 44～）**  
改正を予定している基準条例の概要について、該当条文とともに記載しております。  
内容をご確認いただき、この4月からの適切な運営に努めてください。
- (9) **児童福祉法の改正概要等（P 52～）**  
今年度改正された児童福祉法の概要等について、資料を掲載しております。
- (10) **参考資料について（P 59～）**  
厚生労働省の通知等を掲載しておりますので、ご確認願います。